

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

職 員 給 与 関 係

民 間 給 与 関 係

職員給与と民間給与との比較

生 計 費 関 係

労 働 経 済 指 標

人 事 院 報 告

目

次

給与等に関する報告資料の説明	5
----------------	---

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	10
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	11
第3表 職員の平均給与月額等の推移	12
第4表 職員の扶養手当の支給状況	14
第5表 職員の管理職手当の支給状況	14
第6表 職員の住居手当の支給状況	15
第7表 職員の通勤手当の支給状況	15
第8表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	16
第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	37

2 民間給与関係

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第11表 民間における初任給の改定状況	40
第12表 職種別、学歴別初任給	41
第13表 民間における家族手当の支給状況	42
第14表 民間における住宅手当の支給状況	42
第15表 民間における特別給の支給状況	42
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第17表 民間における給与改定の状況	43
第18表 民間における定期昇給制度の状況	43
第19表 民間における定期昇給の実施状況	43
第20表 民間における雇用調整の実施状況	44
第21表 民間における賃金カット等の実施状況	44
第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の	

状況	45
第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	46
その1 企業規模計	46
その2 企業規模 500人以上	51
その3 企業規模 100人以上500人未満	56
その4 企業規模 50人以上100人未満	61
第24表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の 給与水準の取扱い	65
第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 給与水準の取扱い	65
第26表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の 単身赴任手当の取扱い	65

3 職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較	68
--------------------	----

4 生計費関係

平成25年4月の標準生計費算定方法	70
第28表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）	70

5 労働経済指標

第29表 労働経済指標	72
-------------	----

6 人事院報告

第30表 人事院報告の骨子	76
---------------	----

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 平成25年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、平成25年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部情報システム課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 平成25年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,739事業所

(2) 調査対象職種

78職種（うち初任給関係19職種）

3 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、そ

の他県内地域16層)に層化し、これらの層から374事業所(うち千葉市103事業所、その他県内地域271事業所)を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は325事業所で、第10表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

4 調査事項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

家族手当、住宅手当等の支給状況、給与改定等の状況、雇用調整の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個人票

職種別、年齢別、性別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集計

(1) 調査実人員

13,439人(初任給関係592人、初任給関係以外の調査職種12,847人)。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は87,793人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(調査の状況)

調査対象事業所	1,739事業所
抽出事業所	374事業所
調査の完結した事業所	325事業所(調査完了率89.0%)
調査実人員	13,439人 (初任給関係 592人 初任給関係以外の調査職種 12,847人)

第3 職員給与と民間給与との比較

上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

職 員 給 与 関 係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(平成25年人事統計に関する報告)

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
			人	歳	年
全給料表			57,571	41.9	19.9
一般職員	行政職給料表		9,094	42.6	21.3
	研究職給料表		404	44.9	20.8
	医療職給料表(一)		22	51.2	25.6
	医療職給料表(二)		672	39.4	16.4
	医療職給料表(三)		190	41.3	18.1
	海事職給料表		47	43.9	23.5
	福祉職給料表		141	38.1	15.6
	特定任期付職員給料表		3	51.3	—
	第1号任期付研究員給料表		0	—	—
	第2号任期付研究員給料表		0	—	—
計			10,573	42.5	20.9
教育職員	教育職給料表(一)		82	48.9	24.7
	教育職給料表(二)		35,328	42.9	20.3
	計		35,410	42.9	20.3
警察官	公安職給料表		11,588	38.2	17.8

(注) 1 再任用職員は含まれていない(以下第8表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員(旧教育職給料表(三))、教育職給料表(二)は高等学校、中学校、小学校等に勤務する職員(旧教育職給料表(一)及び旧教育職給料表(二))である(第2表、第8表及び第9表について同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(平成25年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	71.2	11.5	17.3	0.0	59.3	40.7
行政職給料表	100.0	51.6	12.3	36.0	0.1	62.3	37.7
研究職給料表	100.0	98.3	1.0	0.7	-	80.0	20.0
医療職給料表(一)	100.0	100.0	-	-	-	63.6	36.4
医療職給料表(二)	100.0	50.3	49.6	0.1	-	26.2	73.8
医療職給料表(三)	100.0	69.4	29.5	1.1	-	5.8	94.2
海事職給料表	100.0	6.4	61.7	29.8	2.1	97.9	2.1
福祉職給料表	100.0	48.3	49.6	2.1	-	28.4	71.6
特定任期付職員給料表	100.0	66.7	-	33.3	-	66.7	33.3
第1号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
第2号任期付研究員給料表	-	-	-	-	-	-	-
教育職給料表(一)	100.0	69.5	29.3	1.2	-	35.4	64.6
教育職給料表(二)	100.0	87.0	12.7	0.3	-	48.5	51.5
公安職給料表	100.0	38.9	4.5	56.5	0.1	92.2	7.8

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等の推移

職員の 区分	年月	職員数	平均年齢	平均経年数		
					給料の月額	扶養手当
	年月	人	歳	年	円	円
一般職員	24. 4	10,724	42.7	21.2	344,141	7,521
	25. 4	10,573	42.5	20.9	339,964	7,393
うち 行政職員	24. 4	9,162	42.9	21.7	343,342	7,749
	25. 4	9,094	42.6	21.3	338,762	7,594
教育職員	24. 4	35,482	43.4	20.7	375,569	6,610
	25. 4	35,410	42.9	20.3	371,025	6,368
警察官	24. 4	11,563	38.5	18.0	328,282	11,264
	25. 4	11,588	38.2	17.8	325,996	11,078
計	24. 4	57,769	42.3	20.3	360,270	7,711
	25. 4	57,571	41.9	19.9	356,257	7,504

(注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員の職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)

2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務

3 給料の月額には、給料の調整額、教職調整額及び給料表の切替えに伴う経過措置額が含まれており、

(平成25年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
10,471	25,541	5,001	1,885	394,560	98.7
10,165	25,207	4,721	1,902	389,352	
10,764	25,422	4,815	1,627	393,719	98.5
10,418	25,054	4,547	1,616	387,991	
5,136	27,127	5,258	6,353	426,053	98.7
5,112	26,784	5,121	6,279	420,689	
2,035	23,911	3,742	443	369,677	99.1
2,015	23,735	3,259	353	366,436	
5,506	26,189	4,907	4,339	408,922	98.8
5,416	25,881	4,673	4,283	404,014	

を、警察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外

手当等の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

その他は、初任給調整手当、単身赴任手当等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	9,083 人	3,898 人	4,479 人	706 人
2人	7,756	3,652	3,786	318
3人	4,778	3,735	1,004	39
4人	1,189	1,049	133	7
5人	148	126	22	0
6人以上	12	12	0	0
計	22,966	12,472	9,424	1,070

手当受給者1人当たり 平均手当月額	18,812円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり平均 手当月額
	知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員		
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 25	人 142	人 368	人 2,374	人 33	人 1,491	人 117	人 135	人 4,685	円 66,559

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の住居手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		10,389 人
手当月額	11,000円未満の受給者	9
	11,000円以上27,000円未満の受給者	2,942
	27,000円の受給者	7,438
手当受給者1人当たり平均手当月額		25,892 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平均手当月額
	2 人	13,500 円

第7表 職員の通勤手当の支給状況

(平成25年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交通機関等のみ利用者	12,151 人
	交通用具のみ使用者	38,716
	交通機関等・交通用具併用者	1,401
	小 計	52,268
非 受 給 者		5,303
計		57,571
手当受給者1人当たり平均手当月額		9,927 円

第8表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(平成25年人事統計に関する報告)

号給	職務の級										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
標準的な職務	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
1											
2											
3										3	
4											
5							1			3	
6											
7										1	
8											
9	28	1									
10	4										
11	2	59	2								
12		6									
13	12	6	1								
14	1	4									
15	21	51					2				
16	5	6									
17	41	13	3								
18	1	4	32				1	1		1	
19	55	77	6							4	
20	6	12	5							4	
21	8	46	5							1	
22	1	15	24							2	
23	67	72	8				1			3	
24	13	23	19	1							
25	6	44	7								
26	4	16	44								
27	76	45	19				1				
28	11	37	30	1							
29	59	55	15	4							
30	8	23	24	7					3		
31	52	21	19	6					4		
32	13	19	75	13					4		
33	32	46	28	8					4		
34	14	33	27	17					2		
35	80	16	16	32					8		
36	14	15	60	19					4		
37	63	20	24	22	1				8		
38	15	13	28	40	2				4		
39	80	13	15	98	1	1	1	9	4		
40	22	5	53	42	1		20	6	6		
41	46	6	31	42	10		14	5			
42	13	6	41	47	3		1	3			
43	53	4	15	133	13		1	2			
44	20	1	38	41	7		5	1			
45	56	1	14	38	30		8	3			
46	25	1	48	25	7		7				
47	35	1	10	50	35		20				
48	14		28	48	13		13				
49	22	1	10	97	45	1	7				
50	12		16	31	11	1	14				
51	14	1	56	23	53	15	11				
52	7		19	35	15		9				
53	18		8	81	37	2	4				
54	7		6	47	12	18	6				
55	6		19	17	77	19	13				
56	8		7	22	20	7	15				
57	7		8	37	36	14	20				
58	11		1	30	13	21	7				
59	10		2	38	93	15	13				
60	5		3	14	18	20	15				
61	5			27	29	12	39				
62	7		1	38	29	26					
63	8		2	23	94	20					
64	4			17	35	20					
65	5			26	29	24					
66	3		1	15	75	18					
67	8	1		29	31	31					
68	5	2	1	13	43	32					
69	6		1	19	41	32					
70	5			9	61	25					
71	3			41	44	69					
72	3			18	51	47					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	全級
	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事・主任技師	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
73	3		1	16	72	65					
74	3			16	38	81					
75	4		1	33	59	83					
76	2			21	64	95					
77	2			20	31	542					
78				31	62						
79	1		1	18	25						
80				12	92						
81				21	28						
82				9	58						
83				9	33						
84	1			21	69						
85	1			5	25						
86				3	67						
87				1	34						
88				11	72						
89				2	545						
90				3							
91				1							
92				2							
93	5			2							
94				3							
95				6							
96				7							
97				23							
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
人員計	1,287	841	978	1,777	2,489	1,356	278	66	14	8	9,094
級別構成比	14.1%	9.2%	10.8%	19.5%	27.4%	14.9%	3.1%	0.7%	0.2%	0.1%	100.0%
平均給料月額	188,489円	229,219円	290,719円	359,628円	394,239円	422,414円	444,487円	465,304円	508,754円	537,360円	338,519円
平均年齢	25.3歳	29.9歳	35.8歳	43.2歳	49.9歳	54.2歳	55.3歳	57.0歳	56.3歳	55.8歳	42.6歳

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 平均給料月額には給料表の切替えに伴う経過措置額を含み、50歳台後半層の給与抑制措置適用後の額である。
3 上記1・2の注は、以下第8表の各表において同じである。

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				1					
5								1	
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13	90								
14	28								
15	30								
16	84		1						
17	32			1				1	
18	24		2						
19	18		1						
20	60		6						
21	19		2						
22	20		3						
23	8	1	1						
24	91	1	2						
25	23	3	2	1					
26	25	23	7						
27	21	41	5						
28	61	162	20	1					
29	167	46	9						
30	71	65	19	1					
31	51	46	10	2	1				
32	205	178	34	3					
33	71	60	21	6					
34	34	72	28	4					
35	22	49	25	4	1				
36	20	173	95	8	1				
37	19	56	38	4	1				
38	11	61	81	15					
39	7	52	52	9	2				
40	18	118	117	23	2				1
41	8	45	54	8	1				
42	5	60	99	27	4				
43	13	36	54	13	5				8
44	10	99	117	23	2				
45	5	30	54	17	2				51
46	6	51	101	38	3				
47	8	28	56	20	2				
48	4	47	113	30	7				
49	1	15	62	22	1				
50	5	27	86	25	4	1			
51	3	10	46	31	5				
52	2	17	103	37	5	1			
53	2	8	54	28	6	1			
54	3	9	100	34	5				
55	3	12	47	18	6	1			
56	3	12	78	37	4				
57		8	65	29	9	3			
58		7	60	44	3	1			
59	4	2	46	36	7	4			
60		8	62	38	4	2	1		
61		3	55	41	12	2		115	
62	1	7	54	38	11	2			
63		7	38	27	11	2			
64		6	52	44	6	2			
65		4	42	67	23	1			
66		4	44	35	10				
67			25	39	15	1	1		
68			48	45	12	3			
69			14	39	12	4	2		
70			26	42	12	2	3		
71			17	52	18	3	13		
72	1		20	40	21	4	7		
73			15	58	16	3	25		
74		1	11	26	22	4	2		
75			9	65	23	3	7		
76			15	55	16	2	6		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	全級
	巡查	巡查長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			9	53	29	6	180			
78			15	52	25	3				
79			7	59	17	6				
80			12	40	20	6				
81			6	29	17	4				
82			1	40	31	5				
83				30	44	6				
84			3	33	28	5				
85			1	30	27	9				
86			2	33	37	10				
87			2	25	46	8				
88				35	37	12				
89				29	57	270				
90			1	20	35					
91			1	21	42					
92				22	33					
93				26	40					
94				19	49					
95				26	50					
96				34	72					
97				30	400					
98				27						
99				18						
100				34						
101				27						
102				34						
103				28						
104				32						
105				23						
106				27						
107				25						
108				40						
109				32						
110				33						
111				32						
112				69						
113				41						
114				60						
115				43						
116				61						
117				42						
118				59						
119				35						
120				49						
121				44						
122				47						
123				36						
124				49						
125				439						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
人員計	1,417	1,770	2,583	3,523	1,469	402	247	117	60	11,588
級別構成比	12.2%	15.3%	22.3%	30.4%	12.7%	3.5%	2.1%	1.0%	0.5%	100.0%
平均給料月額	208,041円	242,677円	283,966円	377,566円	420,728円	435,619円	451,656円	464,023円	483,911円	325,857円
平均年齢	22.5歳	27.2歳	32.4歳	45.3歳	51.6歳	52.1歳	54.0歳	54.9歳	55.9歳	38.2歳

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	助教	講師	准教授	教授
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13				1	
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26					
27				1	
28					
29					
30					1
31			1		
32		1			1
33			1		
34					
35					
36				1	
37					2
38					
39					2
40		1			1
41					1
42			1		1
43		1		1	
44					2
45			1		
46			2		
47		1	1		1
48		1	1		1
49		2	1	1	
50					1
51			1		
52					1
53			1		2
54		1		1	3
55					
56				1	
57			1		1
58		1		1	1
59				1	1
60				1	
61		1	2	1	
62		2			
63		1		1	
64			2		
65			1	3	
66					
67		1			
68		1			

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	
	助教	講師	准教授	教授	
	人	人	人	人	
69					
70					
71			1		
72			1	1	
73					
74					
75		2			
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87	1				
88					
89			3		
90					
91					
92					
93					
94		1			
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129	1				
					全 級
人 員 計	人 17	人 21	人 20	人 24	人 82
級 別 構 成 比	% 20.7	% 25.6	% 24.4	% 29.3	% 100.0
平 均 給 料 月 額	円 328,475	円 387,356	円 436,542	円 506,783	円 422,100
平 均 年 齢	歳 39.7	歳 43.4	歳 52.6	歳 57.0	歳 48.9

教育職給料表(二) (高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		2			
10		3			
11		1			
12		1			
13		5			
14		2			
15		5			
16		2			
17		465			
18		4			
19		90			
20		30			
21		164			
22		13			1
23	1	473			1
24		45			18
25	1	196			42
26		55			87
27		619			71
28		43			59
29	4	273			13
30		71			22
31	4	731			41
32		78			87
33	2	241			105
34	1	105			114
35	4	571			90
36	3	85			81
37	3	309			82
38	2	141			82
39	4	481			58
40	4	112			68
41	4	293			45
42	1	171			46
43	3	520			43
44	1	127			35
45	6	292			23
46		142			33
47	6	496			11
48	1	131			3
49		23			2
50	1	24			
51	3	43			
52	2	248			
53	5	159			
54	3	384			
55	1	145			
56	1	252			
57	6	193			
58	4	328			
59	1	129		1	
60	3	197			
61	3	146			
62	2	275	1		
63	2	57			
64	2	61			
65		140		1	
66		194	1	1	
67		174		5	
68	3	282		5	
69	1	13		15	
70	2	21		13	
71	3	140		17	
72		197		20	
73	2	159		35	
74	1	219		51	
75		132		60	
76	3	185	1	71	
77		142		60	
78		179		123	
79	1	128	2	85	
80	1	179	1	56	
81	1	122	2	76	
82	1	150	3	91	
83	2	104	1	83	
84	3	129	1	101	

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	全級
	助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長	
85	3	103		85		
86	2	159	1	102		
87	2	102	5	66		
88	2	122	3	81		
89		7	7	45		
90	1	13	1	53		
91		90	1	41		
92	3	122	1	24		
93	1	83	2	21		
94	1	101	7	13		
95		100	3	8		
96	2	141	3	8		
97	3	69	6	9		
98	1	136		2		
99	5	126	3	3		
100	1	228		8		
101	1	6		16		
102		8	1			
103		8				
104	1	105				
105	2	176				
106	1	97				
107	2	150				
108	2	116				
109	2	154				
110	1	163				
111		165				
112		212				
113	1	192				
114		205				
115		241				
116	2	298				
117	3	212				
118	1	351				
119	3	336				
120	6	330				
121		425				
122	3	365				
123	1	366				
124	1	361				
125	1	442				
126		397				
127		459				
128	1	423				
129	2	483				
130	2	383				
131		507				
132	2	311				
133	1	444				
134	3	467				
135		338				
136		489				
137	2	8				
138	6	570				
139	2	421				
140	2	566				
141		701				
142	2	654				
143	2	609				
144	2	550				
145	1	500				
146	2	429				
147		402				
148	1	370				
149	1	304				
150	1	233				
151	1	171				
152	1	186				
153		124				
154		111				
155		65				
156		5				
157		3				
158		2				
159						
160						
161	1	23				
人員計	218	32,135	57	1,555	1,363	35,328
級別構成比	0.6%	91.0%	0.2%	4.4%	3.8%	100.0%
平均給料月額	273,582	348,748	412,961	436,453	452,857	356,264
平均年齢	36.0	41.9	50.1	52.8	56.8	42.9

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額が含まれる。

研究職給料表 (研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 技師	2級 研究員	3級 上席研究員	4級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5級 所長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		1			
6		1			
7					
8					
9					
10			3		
11		2			
12			1		
13		4			
14			2		
15					
16			2		
17					
18			7		
19		4			
20					
21					
22			1		
23		5	1		
24		1	3		
25			1		
26					
27		7	1		
28			1		
29		2	3		
30		1	1		
31		3			
32		2	4		
33		2	1		
34			1		
35		6	4		1
36		1	3		1
37		2	1		2
38		2	1		
39		4	2	4	1
40		1	2	2	
41		3	2	3	1
42		1	1		
43		2	3	2	
44			1		
45		2	1	3	
46		1	4	6	
47		1	2	2	
48			2	6	
49			1	3	
50			1	7	
51		1	5		
52		1	1	3	
53		1	1	4	
54			3	8	
55		1	5	4	
56			3	9	
57			3	3	
58				4	
59		1	1	5	
60			1	9	
61				7	
62			1	7	
63			1	3	
64				8	
65				2	
66				4	
67				10	
68				3	
69				6	
70				5	
71				5	
72			1	6	

職務の級 標準的な職務	1級	2級	3級	4級	5級	
号給	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・ 主任上席研究員	所長	
73	人	人	人	人	人	
74				9		
75				9		
76				20		
77				5		
78				11		
79			1	12		
80				8		
81				7		
82				7		
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	- 人	66 人	91 人	241 人	6 人	404 人
級 別 構 成 比	- %	16.3 %	22.5 %	59.7 %	1.5 %	100.0 %
平均給料月額	- 円	259,239 円	355,684 円	439,201 円	481,205 円	391,613 円
平 均 年 齢	- 歳	29.5 歳	38.0 歳	51.4 歳	59.0 歳	44.9 歳

医療職給料表(一)

(保健所等に勤務する医師及び歯科医師で
人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長
1		人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30					
31					
32					
33			1		
34					
35					
36					
37					
38			1		
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	1
45					
46					
47					1
48				1	
49					
50					
51					1
52					1
53					
54					1
55					
56					

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級	全級
	標準的な職務	医師	主任医師	センター長	センター長	
57		人	人	人	人	
58					2	
59						
60					1	
61				1		
62						
63				1		
64					1	
65					2	
66						
67						
68						
69						
70				1		
71				1		
72				1		
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84				1		
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
人 員 計		人 1	人 2	人 8	人 11	人 22
級 別 構 成 比		% 4.5	% 9.1	% 36.4	% 50.0	% 100.0
平均給料月額		円 329,300	円 420,350	円 515,340	円 563,605	円 522,381
平均年齢		歳 X	歳 36.0	歳 49.5	歳 57.3	歳 51.2

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士
その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8		1						
9		1						
10								
11		1						
12		1						
13								
14		2						
15		11						
16								1
17		7						
18								
19		17						
20		2						
21								
22		2						
23	3	28						
24				1				
25	1	1						
26	1	6						
27	2	19		2				
28		3		1				
29	2	1	2	1	1			
30	1	3	8	2				
31	3	30	1	2	1			
32		1	1	8	2			
33	1	2	1		3			
34		8	8	1	3	1		
35		15		4	3	2		
36		4	1	10	4			
37	1	1	2	1	5			
38		1	5	2	1	1		
39	1	9	2	1	4	5		
40	1	5	1	5	2	3		
41	1	3	1	1	3	1		
42			4	2	3	1	1	
43	1	7	1	3	6	6	1	
44		1	1	7	5	2		
45	1	2	1	1	3	1		
46		3	7	1	1	2		
47		1	1	1	6	2		
48	1	3	2	2				
49	2	2		2	8	3		
50		8			1	2		
51		3		1	1	4		
52		1			4	3		
53		3		2	2	6		
54			3		1	4		
55		1			2	7		
56		1			2	2		
57						2		
58					1	3		
59	1	2			2	8		
60		1			3	2		
61					1	2		
62		1			1	4		
63	1					4		
64					1	6		

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	全級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65					1	12			
66	1				1	7			
67		1				18			
68						9			
69						11			
70						3			
71						5			
72						6			
73					1	49			
74									
75									
76									
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83									
84									
85									
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105		2							
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
人員計	人 26	人 228	人 53	人 64	人 89	人 209	人 2	人 1	人 672
級別構成比	% 3.9	% 33.9	% 7.9	% 9.5	% 13.3	% 31.1	% 0.3	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 196,469	円 227,486	円 275,960	円 306,983	円 363,501	円 420,874	円 446,029	円 470,928	円 316,853
平均年齢	歳 26.8	歳 29.6	歳 34.5	歳 36.6	歳 42.1	歳 52.2	歳 59.0	歳 X	歳 39.4

(注) Xの箇所については該当人員が1人であるため、記載しない。

医療職給料表(三)

(保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		6					
18							
19							
20							
21							
22							
23		3					
24							
25							
26							
27		8					
28							
29		1					
30			2				
31							
32			1				
33		3					
34		1	1	1			
35		2		1			
36							
37		1					
38		2	1				
39		3					
40				2			
41							
42		1	1				
43		8					
44							
45					1		
46		2	2	2			
47		5					
48							
49		2	1				
50		3					
51		2			1		
52		2			3		
53							
54		1	1				
55		2				4	
56					1		
57					2	1	
58		2			1	1	
59		2			1	2	
60		1			2		
61		1	1			1	
62					1	2	
63		1		1			
64					1		
65							
66					3		
67					1		
68					3		
69		1			3		
70					2		
71					3		
72					2		
73		1			3		
74				2	1		
75		1			3		
76				2	1		
77					3		
78					4		
79		1					
80					1		
81					1		
82					3		
83					1		
84							

職務の級 標準的な職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	全 級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・ 主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
85	人	人	人	人	人	人	人	
86					1			
87					2			
88					2			
89								
90					2			
91					1			
92					2			
93					15			
94								
95								
96								
97		1						
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109		1						
110		1						
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145		1						
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
人 員 計	- 人	73 人	11 人	23 人	72 人	11 人	- 人	190 人
級 別 構 成 比	- %	38.4 %	5.8 %	12.1 %	37.9 %	5.8 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	251,229 円	289,636 円	334,243 円	395,070 円	438,242 円	- 円	328,837 円
平均年齢	- 歳	31.2 歳	34.6 歳	40.5 歳	50.6 歳	54.9 歳	- 歳	41.3 歳

海事職給料表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 航海士・機関士	2級 一等航海士・ 一等機関士	3級 一等航海士・ 一等機関士	4級 船長・機関長	5級 船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13	2				
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23	1				
24		1			
25					
26			1		
27	1			2	
28					
29			1		
30				1	
31				1	
32		1			
33	1				
34					
35					
36					
37					
38				1	
39			1		
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46				1	
47			1	1	
48					
49					
50					
51				1	
52					
53				2	
54					
55					
56				1	
57					
58				1	
59					
60					
61					1
62					
63			1	1	
64					1

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・ 一等機関士	一等航海士・ 一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
	人	人	人	人	人	
65						
66			1		1	
67				1		
68				2		
69						
70				2		
71				1		
72						
73						
74						
75						
76				1		
77						
78				1		
79						
80						
81				1		
82						
83				1		
84						
85						
86				1		
87						
88						
89				5		
90						
91						
92						
93						
94			1			
95			1			
96						
97						
98						
99						
100						
101						
						全 級
人 員 計	人 5	人 2	人 8	人 29	人 3	人 47
級 別 構 成 比	% 10.6	% 4.3	% 17.0	% 61.7	% 6.4	% 100.0
平均給料月額	円 210,080	円 267,700	円 354,773	円 422,263	円 454,200	円 383,664
平 均 年 齢	歳 21.8	歳 29.5	歳 41.3	歳 48.1	歳 56.3	歳 43.9

福祉職給料表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 号給	1級 児童指導員・ 保育士	2級 児童指導員・ 保育士	3級 児童指導員・ 保育士	4級 課長・上席児童指導 員・上席保育士	5級 次長	6級 次長
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15	1					
16						
17		5				
18						
19						
20						
21	1					
22						
23	3	1				
24						
25	3		1			
26			2			
27	1					
28	2					
29	1	1				
30						
31	2	2				
32				1		
33	1	1				
34				1		
35	5	1	2			
36	2	2	1			
37		2	1			
38	1				1	
39	1	2	1			
40		2				
41		1				
42	1	2				
43	3	3				
44	1	1				
45		3				
46	1	1	1		2	
47	2				1	
48	1	4				
49		2				
50	1	1	1			
51						
52						
53						
54						
55					2	
56	1	1			1	
57	1					
58					3	
59					2	
60					2	
61	2					
62					1	
63						
64						
65					1	
66						
67						
68					1	
69	1				1	
70					1	
71					1	
72						1
73						
74					2	
75					1	
76						
77	1					2
78						
79						
80						

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	全級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長	
81	人	人	人	人	人	人	
82				1			
83	1						
84							
85							
86				3			
87							
88							
89				1			
90							
91							
92				2			
93							
94							
95				1			
96							
97				16			
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
人 員 計	人 41	人 38	人 11	人 48	人 3	人 -	人 141
級 別 構 成 比	% 29.1	% 27.0	% 7.8	% 34.0	% 2.1	% -	% 100.0
平均給料月額	円 204,902	円 262,076	円 307,355	円 392,551	円 424,622	円 -	円 296,859
平均年齢	歳 27.6	歳 32.8	歳 38.8	歳 50.3	歳 55.7	歳 -	歳 38.1

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	1
3	
4	
5	2
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第9表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(平成25年人事統計に関する報告)

その1 フルタイム勤務職員

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	11			3	7	1					
	医療職給料表(二)	1				1						
	海事職給料表	1				1						
教育職員	教育職給料表(二)	398	2	396								
警察官	公安職給料表	14				3	5	6				
給料表計		425										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	548			23	217	308					
	研究職給料表	24			2	22						
	医療職給料表(二)	23				1	8	14				
	医療職給料表(三)	8			1	5	2					
	海事職給料表	1				1						
	福祉職給料表	1			1							
教育職員	教育職給料表(二)	903		903								
警察官	公安職給料表	1							1			
給料表計		1,509										
		60歳										
		61歳										
		62歳										
		63歳										

民間給与関係

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(平成25年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産業	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	325	69	48	51	109	48
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	20	8	4	1	5	2
製造業	111	13	15	24	40	19
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業、郵便業	72	20	7	11	24	10
卸売業，小売業	37	11	7	7	11	1
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	18	7	1	1	8	1
教育，学習支援業、 医療、福祉、サービス業	67	10	14	7	21	15

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が9所、調査不能の事業所が40所あった。
- 2 調査対象事業所374所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所9所を除いた365所に占める調査完了事業所325所の割合(調査完了率)は、89.0%。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業(郵便局に分類されるものを除く)及びサービス業(他に分類されないもの)(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第11表 民間における初任給の改定状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

学歴 項目	新規学卒者の 採用あり %	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし %
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	27.4	(7.3)	(91.7)	(1.0)	72.6
高校卒	14.4	(6.1)	(93.9)	—	85.6

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第12表 職種別、学歴別初任給

(平成25年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	197,566 円
	短 大 卒	179,790
	高 校 卒	160,012
新 卒 事 務 員	大 学 卒	196,061
	短 大 卒	177,116
	高 校 卒	157,777
新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,519
	短 大 卒	※ 188,054
	高 校 卒	163,336
新 卒 研 究 員	大 学 卒	※ 209,458
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 大 学 助 手	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 200,400
準 新 卒 医 師	大 学 卒	X
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 226,099
準新卒診療放射線技師	養 成 所 卒	—
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	※ 217,557
準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	X

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、平成24年度中に資格免許を取得し、平成25年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、平成22年3月大学卒業後、平成22年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成25年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第13表 民間における家族手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,681 円
配偶者と子1人	19,753
配偶者と子2人	25,397

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第14表 民間における住宅手当の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
支給	61.5 %
非支給	38.5
借家・借間居住者に対する住宅手当月額最高支給額の平均額	26,970 円

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第15表 民間における特別給の支給状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	支給額等	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	367,964 円
	上半期 (A2)	367,083 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	737,263 円
	上半期 (B2)	718,058 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.00 月分
	上半期 (B2/A2)	1.96 月分
	年間	3.96 月分

(注) 下半期とは平成24年8月から平成25年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
48.2 %	51.8 %	47.5 %	52.5 %	55.6 %	44.4 %

第17表 民間における給与改定の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	課長級		5.9 %	8.4 %	0.5 %
係員		8.8	9.5	0.2	81.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 民間における定期昇給制度の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
課長級		81.7 %	38.4 %	66.6 %	39.6 %	18.3 %
係員		88.5	46.8	70.2	47.8	11.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第19表 民間における定期昇給の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 中止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
課長級		78.1 %	76.9 %	18.2 %	11.9 %	46.8 %	1.2 %	21.9 %
係員		86.1	84.4	19.8	12.7	51.9	1.7	13.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第20表 民間における雇用調整の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

項目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	5.5 %
転籍	1.6
希望退職者の募集	2.5
正社員の解雇	0.0
部門の整理閉鎖・部門間の配転	3.3
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	1.4
残業の規制	4.2
一時帰休・休業	2.5
ワークシェアリング	0.5
賃金カット	2.8
上記の項目のうちいずれかの雇用調整措置を実施している事業所の割合	14.6

- (注) 1 平成25年1月以降の実施状況である。
 2 項目については、複数回答である。

第21表 民間における賃金カット等の実施状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

役職段階	項目	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所における平均減額率
		%	%
課長級		3.1	7.1
係員		1.8	8.2

- (注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第22表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

(平成25年職種別民間給与実態調査)

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	7.8 %	7.8 %	9.2 %	9.2 %
30%	29.7	37.5	22.0	31.2
29%	-	37.5	-	31.2
28%	-	37.5	-	31.2
27%	2.0	39.5	2.6	33.8
26%	0.7	40.2	0.5	34.3
25%	59.8	100.0	65.7	100.0

第23表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 企業規模計

(平成25年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	39	50.9	709,975	18	709,957	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	{ 本表その2企業 規模500人以 上、本表その3 企業規模100人 以上500人未満 及び本表その4 企業規模50人以 上100人未満の 対応級欄参照
	大 学 卒	27	50.2	768,120	27	768,093		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	11	51.3	592,938	0	592,938		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	34	51.3	708,152	2,395	705,757	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	27	50.7	718,653	2,784	715,869		
	短 大 卒	2	54.6	719,870	4,124	715,746		
	高 校 卒	5	53.2	655,183	0	655,183		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	393	52.6	622,394	286	622,108	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	289	52.3	640,807	305	640,502		
	短 大 卒	21	51.1	634,977	81	634,896		
	高 校 卒	81	54.0	562,000	281	561,719		
	中 学 卒	2	48.7	572,359	0	572,359		
	技 術 部 長	247	51.3	664,870	2,195	662,675	同 上	同 上
	大 学 卒	185	51.3	680,501	2,501	678,000		
	短 大 卒	24	50.3	637,679	890	636,789		
	高 校 卒	38	51.6	614,366	1,657	612,709		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	114	51.1	524,394	684	523,710	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級專 門職	同 上	
大 学 卒	78	50.5	532,013	161	531,852			
短 大 卒	7	53.7	492,684	2,231	490,453			
高 校 卒	29	52.1	511,257	1,754	509,503			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である (以下、本表において同じ。)

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する給 与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	87	50.0	611,038	954	610,084	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	65	49.4	636,293	564	635,729		
	短 大 卒	2	47.5	498,335	0	498,335		
	高 校 卒	19	51.9	555,569	2,325	553,244		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	852	47.6	536,985	7,382	529,603	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	572	46.7	556,612	6,738	549,874		
	短 大 卒	66	47.5	485,895	4,842	481,053		
	高 校 卒	210	50.0	499,355	9,232	490,123		
	中 学 卒	4	48.1	505,285	37,876	467,409		
	技術課長	680	47.2	565,115	2,930	562,185	同 上	同 上
	大 学 卒	473	46.4	578,539	1,696	576,843		
	短 大 卒	59	48.8	537,731	6,755	530,976		
	高 校 卒	146	49.4	526,947	6,109	520,838		
	中 学 卒	2	50.5	369,870	0	369,870		
	事務課長代理	303	46.5	500,180	39,624	460,556	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職	同 上
	大 学 卒	181	44.2	534,597	48,202	486,395		
	短 大 卒	28	47.4	462,995	22,573	440,422		
	高 校 卒	94	50.1	452,059	30,232	421,827		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	176	40.1	521,955	53,700	468,255	同 上	同 上	
大 学 卒	137	38.6	529,930	53,337	476,593			
短 大 卒	18	44.5	498,399	58,514	439,885			
高 校 卒	21	48.1	478,373	52,863	425,510			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	1,000	45.7	447,062	47,484	399,578	{ 係の長及び係長級 専門職	{ 本表その2企業 規模500人以上、 本表その3企業 規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業 規模50人以上 100人未満の対 応級欄参照
	大学卒	408	41.9	436,306	45,843	390,463		
	短大卒	108	43.0	414,063	38,832	375,231		
	高校卒	479	48.7	460,816	50,197	410,619		
	中学卒	5	50.7	478,588	62,212	416,376		
	技術係長	553	43.4	475,901	60,233	415,668	同 上	同 上
	大学卒	281	41.4	477,543	58,583	418,960		
	短大卒	67	43.0	451,192	50,466	400,726		
	高校卒	205	46.3	482,116	66,013	416,103		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	626	40.2	374,496	37,956	336,540		
	大学卒	277	36.8	385,727	39,523	346,204		
	短大卒	113	39.7	342,656	30,123	312,533		
	高校卒	232	44.3	376,679	40,020	336,659		
	中学卒	4	49.0	432,956	42,795	390,161		
	技術主任	619	42.7	465,999	60,418	405,581		
	大学卒	286	39.9	465,875	62,518	403,357		
	短大卒	86	41.8	434,776	53,038	381,738		
	高校卒	246	47.5	478,013	59,594	418,419		
	中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	3,372	35.5	306,316	36,181	270,135	同 上		
大学卒	1,526	31.3	313,788	42,328	271,460			
短大卒	561	36.1	283,395	27,762	255,633			
高校卒	1,270	39.9	306,310	32,672	273,638			
中学卒	15	51.4	360,838	26,056	334,782			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	2,177	33.6	353,273	61,951	291,322		{ 本表その2企業規模500人以上、 本表その3企業規模100人以上 500人未満及び 本表その4企業規模50人以上 100人未満の対応級欄参照
	大学卒	1,281	31.5	356,342	66,903	289,439		
	短大卒	198	33.5	324,059	47,069	276,990		
	高校卒	690	37.1	355,608	57,549	298,059		
	中学卒	8	40.2	329,512	25,759	303,753		
研究関係職種	研究所長	2	50.0	865,290	0	865,290	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	56	50.6	670,115	3,169	666,946		
	研究室（係）長	59	46.1	544,623	11,742	532,881		
	主任研究員	220	43.3	505,910	34,627	471,283		
	研究員	283	33.7	365,262	40,183	325,079		
研究補助員	35	37.1	311,525	28,676	282,849			
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	55.0	2,047,980	117,000	1,930,980		
	医科長	14	53.2	1,577,648	75,466	1,502,182		
	医師	13	47.9	1,080,335	19,146	1,061,189		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	4	49.5	486,105	2,332	483,773		
	薬剤師	51	33.8	342,085	34,012	308,073		
	診療放射線技師	40	35.8	360,163	30,574	329,589		
	臨床検査技師	45	36.4	318,537	25,549	292,988		
	栄養士	25	34.5	257,793	16,508	241,285		
	理学療法士	50	31.2	324,213	15,407	308,806		
	作業療法士	32	29.2	283,961	15,516	268,445		
	総看護師長	4	50.7	490,227	6,396	483,831		
看護師長	58	47.3	439,184	34,531	404,653			
看護師	154	37.0	350,945	58,557	292,388			
准看護師	94	46.6	332,506	49,098	283,408			

その1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	61.0	817,105	0	817,105	
	大 学 教 授	76	59.2	734,374	4,816	729,558	
	大 学 准 教 授	55	48.4	585,325	2,510	582,815	
	大 学 講 師	48	41.2	486,849	0	486,849	
	大 学 助 教	23	34.2	443,360	6,000	437,360	
	大 学 助 手	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 校 長	3	62.7	925,087	0	925,087	
	高 等 学 校 教 頭	7	57.9	738,844	0	738,844	
	高 等 学 校 教 諭	87	42.1	521,979	21	521,958	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。 電話交換手については、見習、外国 語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	11	50.8	343,326	87,698	255,628	
	守衛・警備員	12	43.4	337,574	56,297	281,277	
	用 務 員	4	49.1	294,245	23,366	270,879	

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	38	50.8	716,476	19	716,457	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級
	大 学 卒	27	50.2	768,120	27	768,093		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	10	51.0	602,663	0	602,663		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	工 場 長	29	50.6	728,258	2,865	725,393	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	24	50.1	734,464	3,120	731,344		
	短 大 卒	2	54.6	719,870	4,124	715,746		
	高 校 卒	3	51.7	685,003	0	685,003		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	214	51.3	672,079	464	671,615	{ 2課以上又は構成 員20人以上の部の 長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	176	51.0	679,233	385	678,848		
	短 大 卒	7	51.3	655,508	283	655,225		
	高 校 卒	30	52.9	632,843	1,013	631,830		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	203	51.3	687,571	2,321	685,250	同 上	同 上
	大 学 卒	158	51.4	699,420	2,977	696,443		
	短 大 卒	22	50.4	645,497	582	644,915		
	高 校 卒	23	51.7	655,073	0	655,073		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	43	49.1	578,808	101	578,707	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	同 上	
大 学 卒	29	48.4	586,234	143	586,091			
短 大 卒	4	52.9	541,442	0	541,442			
高 校 卒	10	49.7	569,072	0	569,072			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	74	50.3	644,493	503	643,990	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 9級、10級
	大 学 卒	60	49.2	655,308	632	654,676		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	13	54.4	615,755	0	615,755		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長	622	47.2	561,504	8,938	552,566	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	450	46.3	576,332	7,537	568,795		
	短 大 卒	35	46.7	506,224	9,411	496,813		
	高 校 卒	134	50.8	524,044	12,663	511,381		
	中 学 卒	3	45.6	488,221	51,754	436,467		
	技術課長	557	47.1	576,977	2,863	574,114	同 上	同 上
	大 学 卒	409	46.3	586,533	1,813	584,720		
	短 大 卒	46	49.8	547,043	6,578	540,465		
	高 校 卒	102	49.6	544,596	6,188	538,408		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	214	46.9	542,821	45,657	497,164	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	137	44.9	566,254	47,452	518,802		
	短 大 卒	14	46.0	500,210	39,163	461,047		
	高 校 卒	63	51.9	499,997	43,188	456,809		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	107	40.5	541,898	48,873	493,025	同 上	同 上	
大 学 卒	80	38.9	553,522	50,092	503,430			
短 大 卒	17	45.0	499,711	55,976	443,735			
高 校 卒	10	49.7	496,484	25,501	470,983			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給 する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	702	46.8	477,777	54,560	423,217	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	276	42.7	468,098	49,907	418,191		
	短大卒	62	42.7	449,343	47,784	401,559		
	高校卒	361	49.9	487,366	58,093	429,273		
	中学卒	3	56.1	535,159	84,153	451,006		
	技術係長	399	43.8	505,298	65,043	440,255	同 上	同 上
	大学卒	195	41.6	511,054	64,198	446,856		
	短大卒	38	44.2	498,116	55,612	442,504		
	高校卒	166	46.5	499,818	68,552	431,266		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	341	40.0	408,489	50,862	357,627		行政職 2級（一部は3 級、4級）
	大学卒	150	36.7	416,677	49,391	367,286		
	短大卒	60	38.4	341,322	41,173	300,149		
	高校卒	128	44.0	428,230	57,264	370,966		
	中学卒	3	54.1	478,249	36,348	441,901		
技術主任	431	44.0	485,700	57,398	428,302		同 上	
大学卒	200	40.9	484,058	59,497	424,561			
短大卒	40	45.2	459,462	43,122	416,340			
高校卒	190	48.7	495,073	57,402	437,671			
中学卒	X	X	X	X	X			
事務係員	2,161	35.2	321,986	44,556	277,430		行政職 1級	
大学卒	1,028	30.3	322,971	50,910	272,061			
短大卒	350	35.7	294,857	33,320	261,537			
高校卒	776	41.4	332,379	41,193	291,186			
中学卒	7	52.9	330,569	10,597	319,972			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技術係員	1,512	33.6	359,698	66,079	293,619		行政職 1級
	大学卒	894	31.6	366,829	73,891	292,938		
	短大卒	135	33.7	322,033	47,642	274,391		
	高校卒	479	36.9	357,004	57,512	299,492		
	中学卒	4	49.2	328,803	0	328,803		
研究関係職種	研究所長	2	50.0	865,290	0	865,290	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
	研究部（課）長	54	50.6	666,564	3,236	663,328		
	研究室（係）長	51	46.0	549,137	12,510	536,627		
	主任研究員	199	43.4	507,610	33,034	474,576		
	研究員	251	33.8	369,073	40,406	328,667		
	研究補助員	35	37.1	311,525	28,676	282,849		
医療関係職種	病院長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	5	55.0	2,047,980	117,000	1,930,980		
	医科長	14	53.2	1,577,648	75,466	1,502,182		
	医師	9	47.4	1,066,338	23,333	1,043,005		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	4	49.5	486,105	2,332	483,773		
	薬剤師	39	32.8	342,526	35,514	307,012		
	診療放射線技師	32	35.3	357,520	32,747	324,773		
	臨床検査技師	33	34.4	317,380	27,812	289,568		
	栄養士	9	31.2	238,776	6,708	232,068		
	理学療法士	45	30.7	322,820	15,744	307,076		
	作業療法士	32	29.2	283,961	15,516	268,445		
	総看護師長	3	50.0	488,506	7,651	480,855		
看護師長	41	47.8	445,861	36,535	409,326			
看護師	100	35.8	350,513	60,152	290,361			
准看護師	48	45.9	336,798	46,478	290,320			

その2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—	
	大 学 教 授	18	57.6	788,254	0	788,254	
	大 学 准 教 授	15	52.9	638,743	0	638,743	
	大 学 講 師	21	46.7	530,532	0	530,532	
	大 学 助 教	23	34.2	443,360	6,000	437,360	
	大 学 助 手	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 校 長	2	62.5	966,200	0	966,200	
	高 等 学 校 教 頭	3	57.7	835,300	0	835,300	
	高 等 学 校 教 諭	42	38.6	547,444	45	547,399	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	10	51.2	335,691	83,330	252,361	
	守 衛 ・ 警 備 員	4	40.5	297,067	74,627	222,440	
	用 務 員	3	42.7	365,813	40,386	325,427	

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7級、8級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	5	54.1	633,100	642	632,458	{ 構成員50人以上 の工場(社)の長(取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	3	53.7	637,848	1,067	636,781		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	2	54.6	625,908	0	625,908		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	135	53.4	588,933	140	588,793	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	87	53.7	607,167	220	606,947		
	短 大 卒	12	50.5	647,830	0	647,830		
	高 校 卒	35	54.0	535,549	0	535,549		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 部 長	31	50.9	618,643	438	618,205	同 上	同 上
	大 学 卒	21	50.4	618,951	255	618,696		
	短 大 卒	2	49.8	558,722	3,995	554,727		
	高 校 卒	8	52.7	633,906	0	633,906		
中 学 卒	—	—	—	—	—			
事 務 部 次 長	49	52.9	490,801	1,093	489,708	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級專 門職	同 上	
大 学 卒	29	52.4	487,917	249	487,668			
短 大 卒	3	54.0	470,513	3,245	467,268			
高 校 卒	17	53.7	501,354	2,200	499,154			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	9	50.9	475,019	0	475,019	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 7級、8級
	大 学 卒	4	50.5	468,975	0	468,975		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	4	52.4	478,987	0	478,987		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	191	48.4	489,479	3,300	486,179	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	101	48.0	499,570	3,778	495,792		
	短 大 卒	26	48.8	486,037	600	485,437		
	高 校 卒	63	48.8	474,408	3,634	470,774		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技術課長	100	48.3	508,025	3,676	504,349	同 上	同 上
	大 学 卒	49	47.4	524,983	848	524,135		
	短 大 卒	12	43.7	487,229	8,369	478,860		
	高 校 卒	37	50.6	502,036	5,816	496,220		
	中 学 卒	2	50.5	369,870	0	369,870		
	事務課長代理	69	45.9	449,556	33,694	415,862	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下に 係長等の役職者を有 する者 課長に直属し部下4 人以上を有する者 職能資格等が上記課 長代理と同等と認め られる課長代理及び 課長代理級専門職	行政職 4級
	大 学 卒	33	42.7	491,475	57,176	434,299		
	短 大 卒	10	49.4	452,871	13,182	439,689		
	高 校 卒	26	48.2	403,111	15,933	387,178		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	68	39.4	497,877	60,509	437,368	同 上	同 上	
大 学 卒	56	38.2	503,703	57,795	445,908			
短 大 卒	X	X	X	X	X			
高 校 卒	11	47.0	464,485	73,843	390,642			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	259	43.1	383,413	31,105	352,308	{ 係の長及び係長級 専門職	行政職 3級	
	大学卒	115	40.4	381,995	37,776	344,219			
	短大卒	39	43.8	373,234	26,191	347,043			
	高校卒	103	45.5	388,072	26,525	361,547			
	中学卒	2	41.5	382,723	25,032	357,691			
	技術係長	116	42.0	390,577	42,657	347,920	同 上	同 上	
	大学卒	66	40.2	389,685	41,985	347,700			
	短大卒	21	40.4	366,525	39,688	326,837			
	高校卒	29	46.7	408,471	46,071	362,400			
	中学卒	—	—	—	—	—			
	事務主任	239	40.5	351,819	25,521	326,298			行政職 2級（一部は3 級）
	大学卒	114	36.9	363,170	27,417	335,753			
	短大卒	39	40.4	352,610	21,492	331,118			
	高校卒	85	45.2	337,272	24,800	312,472			
	中学卒	X	X	X	X	X			
	技術主任	161	37.3	411,609	77,589	334,020			同 上
	大学卒	76	34.9	398,584	83,550	315,034			
	短大卒	45	37.6	407,536	66,262	341,274			
	高校卒	40	41.5	439,775	79,229	360,546			
	中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	965	35.9	281,923	20,940	260,983	行政職 1級			
大学卒	421	32.9	295,140	24,326	270,814				
短大卒	164	37.0	264,351	18,014	246,337				
高校卒	374	38.2	273,545	18,882	254,663				
中学卒	6	51.1	357,216	12,525	344,691				

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	技術係員	562	33.8	341,511	54,642	286,869		行政職 1級
	大学卒	321	31.3	329,245	50,309	278,936		
	短大卒	50	32.6	340,515	51,319	289,196		
	高校卒	189	38.1	360,267	61,959	298,308		
	中学卒	2	29.9	356,770	56,998	299,772		
研 究 関 係 職 種	研究所長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長（取締役兼 任者を除く。） { 2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 { 下記研究員より上位の者（研究所長 の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）	
	研究部（課）長	2	50.6	809,674	551	809,123		
	研究室（係）長	8	46.3	519,386	7,449	511,937		
	主任研究員	21	40.5	475,296	63,327	411,969		
	研究員	32	31.7	302,151	36,501	265,650		
	研究補助員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	4	50.0	1,144,327	0	1,144,327		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	—	—	—	—	—		部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	12	38.9	339,869	26,457	313,412		
	診療放射線技師	8	41.6	389,034	6,841	382,193		
	臨床検査技師	12	49.2	326,034	10,881	315,153		
	栄養士	15	36.9	263,724	17,488	246,236		
	理学療法士	4	33.8	333,350	12,950	320,400		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総看護師長	X	X	X	X	X		部下に看護師長5人以上
看護師長	15	41.6	388,145	30,370	357,775	部下に看護師又は准看護師5人以上		
看護師	48	44.4	356,687	45,432	311,255			
准看護師	35	47.7	318,505	44,161	274,344			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまっ て 支 給す る 給与 (A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	61.0	817,105	0	817,105	
	大 学 教 授	58	59.5	726,999	5,475	721,524	
	大 学 准 教 授	40	47.5	574,320	3,027	571,293	
	大 学 講 師	27	37.2	454,039	0	454,039	
	大 学 助 教	—	—	—	—	—	
	大 学 助 手	—	—	—	—	—	
	高 等 学 校 校 長	X	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 頭	4	58.0	666,502	0	666,502	
	高 等 学 校 教 諭	45	45.2	499,824	0	499,824	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	
	守 衛 ・ 警 備 員	7	41.1	386,969	57,704	329,265	
	用 務 員	X	X	X	X	X	

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	X	X	X	X	X		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場長の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上
	大 学 卒	—	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—	—		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 部 長	44	54.2	555,756	126	555,630	{ 2課以上又は構 成員20人以上の部 の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認 められる部の長及 び部長級専門職 (取締役兼任者を 除く。)	同 上
	大 学 卒	26	53.6	571,612	207	571,405		
	短 大 卒	2	53.5	516,092	0	516,092		
	高 校 卒	16	55.4	533,124	0	533,124		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技 術 部 長	13	51.8	485,808	4,338	481,470	同 上	同 上
	大 学 卒	6	53.5	494,242	0	494,242		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	7	50.4	478,721	7,984	470,737		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 部 次 長	22	48.1	559,424	161	559,263	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級專 門職	同 上	
大 学 卒	20	48.7	569,357	0	569,357			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	2	40.5	444,377	2,027	442,350			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	4	44.0	448,111	8,703	439,408	前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職	行政職 6級、7級
	大 学 卒	X	X	X	X	X		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	2	39.4	392,142	16,523	375,619		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長	39	47.8	431,157	5,837	425,320	2係以上又は構成 員10人以上の課の 長 職能資格等が上記 課の長と同等と認 められる課の長及 び課長級専門職	行政職 5級
	大 学 卒	21	47.6	453,937	5,619	448,318		
	短 大 卒	5	45.8	373,248	100	373,148		
	高 校 卒	13	48.9	416,630	8,396	408,234		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長	23	45.0	440,380	2,071	438,309	同 上	同 上
	大 学 卒	15	46.5	450,058	0	450,058		
	短 大 卒	X	X	X	X	X		
	高 校 卒	7	41.7	408,320	6,387	401,933		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事務課長代理	20	45.1	401,536	20,407	381,129	上記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する 者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代 理及び課長代理級 専門職	行政職 4級
	大 学 卒	11	44.0	406,121	23,711	382,410		
	短 大 卒	4	44.3	397,087	9,085	388,002		
	高 校 卒	5	48.1	395,289	22,118	373,171		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	X	X	X	X	X	同 上	同 上	
大 学 卒	X	X	X	X	X			
短 大 卒	—	—	—	—	—			
高 校 卒	—	—	—	—	—			
中 学 卒	—	—	—	—	—			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級	
								人
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	39	42.7	359,729	39,890	319,839	係の長及び係長級 専門職	行政職 3級
	大学卒	17	41.9	366,656	44,640	322,016		
	短大卒	7	40.7	341,439	33,839	307,600		
	高校卒	15	44.6	360,198	37,229	322,969		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術係長	38	43.1	419,308	61,651	357,657	同 上	同 上
	大学卒	20	43.4	419,661	54,733	364,928		
	短大卒	8	43.1	420,598	50,702	369,896		
	高校卒	10	42.8	417,466	85,593	331,873		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務主任	46	39.8	312,847	37,735	275,112		
	大学卒	13	35.8	329,576	69,967	259,609		
	短大卒	14	41.5	311,265	24,137	287,128		
	高校卒	19	41.3	302,706	26,003	276,703		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術主任	27	45.6	359,483	22,586	336,897		
	大学卒	10	42.3	369,173	2,306	366,867		
	短大卒	X	X	X	X	X		
	高校卒	16	47.6	357,171	36,477	320,694		
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	246	36.0	279,101	31,232	247,869	行政職 1級		
大学卒	77	34.6	301,247	33,952	267,295			
短大卒	47	35.8	271,659	23,913	247,746			
高校卒	120	36.7	264,655	30,520	234,135			
中学卒	2	49.0	451,076	128,886	322,190			

その4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事務・ 技術関係 職種	技術係員	103	32.7	297,474	24,357	273,117		行政職 1級
	大学卒	66	32.1	315,712	30,978	284,734		
	短大卒	13	35.3	280,705	20,259	260,446		
	高校卒	22	32.3	254,514	6,952	247,562		
	中学卒	2	38.5	285,552	27,404	258,148		
医療 関係 職種	病院長	—	—	—	—	—	部下に医師又は歯科医師5人以上 { 上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	
	副院長	—	—	—	—	—		
	医科長	—	—	—	—	—		
	医師	—	—	—	—	—		
	歯科医師	—	—	—	—	—		
	薬局長	—	—	—	—	—		
	薬剤師	—	—	—	—	—		
	診療放射線技師	—	—	—	—	—		
	臨床検査技師	—	—	—	—	—		
	栄養士	X	X	X	X	X		
	理学療法士	X	X	X	X	X		
	作業療法士	—	—	—	—	—		
	総看護師長	—	—	—	—	—		
看護師長	2	50.0	428,080	400	427,680			
看護師	6	39.8	335,280	71,867	263,413			
准看護師	11	47.8	342,576	79,364	263,212			
技能・ 労務関係 職種	電話交換手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業 所において業務に従事している者を 除く。 電話交換手については、見習、外国 語の電話交換手を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—	—		
	守衛・警備員	X	X	X	X	X		
	用務員	—	—	—	—	—		

第24表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検討中
	平成24年度と比べて引き上げる	平成24年度と比べて引き下げる		
月例給与	1.3%	3.8%	83.3%	11.6%
年間給与	1.8	3.9	82.7	11.6

（注）定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ。）。

第25表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検討中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	4.2%	0.9%	75.4%	19.5%
年間給与	3.6	0.9	75.8	19.7

第26表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い
（平成25年職種別民間給与実態調査）

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未定	
39.3%	(85.8)%	(12.9)%	(1.3)%	60.7%

（注）1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

職員給与と民間給与との比較

第27表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,001 円	390,646 円	355 円 (0.09 %)

- (注) 1 職員は行政職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

平成25年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の五つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の平成25年4月における1人世帯の費目別標準生計費（平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～24歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の平成25年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

なお、2人～5人世帯については、家計調査（千葉市・勤労者世帯）における平成25年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成24年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第28表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（平成25年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,510 ^円	33,750 ^円	47,680 ^円	61,610 ^円	75,530 ^円
住居関係費	39,800	41,970	37,810	33,640	29,480
被服・履物費	4,720	4,710	8,170	11,640	15,100
雑費Ⅰ	24,550	42,670	54,520	66,370	78,230
雑費Ⅱ	10,670	30,120	31,970	33,810	35,660
計	109,250	153,220	180,150	207,070	234,000

勞 働 經 濟 指 標

第29表 労働経済指標

年 月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数(調査 産業計)	③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業 率(季節 調整値)	⑤ きまって支給する給与 (調査産業計)				⑥ 所定内給与 (調査産業計)				⑦ 所定外給与 (調査産業計)	
			全 国	千 葉 県		全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県
			(%)	(%)		(倍)	(倍)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)
平成 23年度	0.3	△ 0.2	0.68	0.55	4.5	291.7	0.0	266.9	1.0	267.6	0.1	247.0	1.0	24.1	19.9
24年度	1.2	△ 0.3	0.82	0.67	4.3	289.2	△ 0.1	264.2	△ 2.6	265.4	△ 0.2	241.6	△ 3.7	23.8	22.6
平成 24年 4月		△ 0.2	0.79	0.63	4.5	293.0	0.8	267.0	△ 2.1	268.1	0.3	243.5	△ 3.2	24.9	23.5
5月	△ 0.3	0.0	0.80	0.65	4.4	289.0	1.1	267.0	0.3	265.2	0.6	244.3	△ 1.2	23.8	22.7
6月		△ 0.1	0.81	0.67	4.3	290.4	0.2	264.6	△ 1.6	266.6	△ 0.1	242.6	△ 2.9	23.8	22.0
7月		△ 0.3	0.81	0.69	4.3	289.5	0.1	258.6	△ 5.5	266.0	0.0	237.0	△ 7.1	23.5	21.7
8月	△ 0.9	△ 0.4	0.81	0.68	4.2	288.2	0.2	260.2	△ 4.2	265.0	0.2	238.4	△ 6.0	23.2	21.8
9月		△ 0.5	0.81	0.66	4.3	288.4	△ 0.3	261.8	△ 3.3	265.6	△ 0.2	241.4	△ 4.1	22.8	20.4
10月		△ 0.2	0.81	0.68	4.2	289.6	△ 0.5	264.7	△ 4.6	266.1	△ 0.1	241.9	△ 6.3	23.5	22.8
11月	0.3	△ 0.6	0.82	0.68	4.2	289.5	△ 0.3	264.3	△ 3.3	265.5	△ 0.1	242.0	△ 4.5	24.1	22.3
12月		△ 0.2	0.83	0.69	4.3	289.4	△ 0.4	264.6	△ 3.2	265.0	△ 0.2	241.1	△ 4.6	24.4	23.5
25年 1月		△ 0.6	0.85	0.67	4.2	285.8	△ 0.6	265.2	△ 1.5	262.2	△ 0.5	241.0	△ 2.3	23.6	24.2
2月	1.0	△ 0.8	0.85	0.66	4.3	287.9	△ 0.8	264.8	△ 1.3	264.0	△ 0.6	241.7	△ 1.7	23.9	23.1
3月		△ 0.7	0.86	0.66	4.1	289.5	△ 1.1	267.7	△ 0.2	265.0	△ 1.0	244.1	△ 0.5	24.5	23.6
4月		△ 0.4	0.89	0.66	4.1	292.8	△ 0.1	272.1	2.0	267.8	△ 0.1	248.7	2.0	25.1	23.4
5月	0.9	△ 0.3	0.90	0.70	4.1	288.4	△ 0.2	263.7	△ 1.2	264.4	△ 0.4	242.0	△ 0.9	23.9	21.7
6月		△ 0.1	0.92	0.73	3.9	289.3	△ 0.4	264.7	0.0	265.2	△ 0.6	241.4	△ 0.5	24.1	23.3

資料出所: ①内閣府、②厚生労働省「毎月勤労統計調査」、③厚生労働省、千葉労働局、④総務省「労働力調査」、⑤～⑨厚生労働省「毎月(注)1 ①は平成17暦年連鎖価格、②、⑤、⑥、⑪、⑫は平成22年基準である。

なお、⑤、⑥のうち千葉県の前年度比については、平成22年度基準の指数をもとに千葉県人事委員会で算定した。

2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

3 ⑩の平成23年度、平成24年度の欄は、それぞれ平成23暦年、平成24暦年の数値である。

4 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1)④は、平成23年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。

(2)⑩は、平成23年度(平成23暦年)については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果

⑧ 総実労働時間数 (調査産業計)		⑨ 所定外労働時間数 (調査産業計)		⑩ 消 費 支 出 (名目)								⑪ 消費者物価指数 (総合)		⑫ 国内企業 物価指数
全 国	千 葉 県	全 国	千 葉 県	全 国				千 葉 市				全 国	千 葉 市	
				二人以上の世帯		うち勤労者世帯		二人以上の世帯		うち勤労者世帯				
(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
149.8	144.3	12.0	11.0	283.0	△ 2.5	308.8	△ 3.0	293.1	△ 1.9	307.0	△ 6.0	△ 0.1	△ 0.3	1.4
149.5	142.7	12.1	11.6	286.2	1.1	313.9	1.6	260.2	△ 11.2	286.7	△ 6.6	△ 0.3	△ 0.5	△ 1.1
153.6	147.1	12.7	12.6	301.9	3.2	339.1	4.4	290.9	4.3	291.1	△ 5.7	0.4	0.1	△ 0.7
148.3	145.3	12.1	12.3	287.9	4.3	304.7	1.2	251.0	0.9	277.6	4.0	0.2	△ 0.1	△ 0.9
154.9	146.7	12.0	11.1	269.8	1.5	292.9	2.4	240.1	△ 12.0	266.4	△ 11.3	△ 0.2	△ 0.5	△ 1.5
153.2	145.1	12.0	11.2	283.3	1.2	312.6	1.0	254.8	△ 9.6	302.9	△ 9.3	△ 0.4	△ 0.9	△ 2.3
148.4	142.1	11.6	10.7	286.0	1.4	310.6	0.5	252.0	△ 12.2	292.3	△ 3.7	△ 0.4	△ 0.8	△ 2.0
148.1	140.5	11.8	11.1	266.7	△ 1.2	299.8	0.3	232.6	△ 17.2	268.8	△ 17.6	△ 0.3	△ 0.7	△ 1.5
152.5	144.7	12.1	11.3	284.2	△ 0.5	315.2	0.3	264.4	△ 23.9	292.2	△ 11.8	△ 0.4	△ 0.6	△ 1.1
155.3	146.6	12.2	11.3	273.8	0.1	300.2	1.7	242.2	△ 24.5	245.6	△ 15.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 1.1
148.6	142.2	12.6	12.4	325.5	△ 0.8	359.5	2.1	290.8	△ 23.2	296.0	△ 25.8	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.7
139.1	135.0	11.7	11.6	288.9	2.1	321.1	3.8	312.5	10.2	314.1	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4
145.4	137.7	11.9	11.3	268.1	0.1	298.7	2.0	250.4	0.7	292.8	4.5	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.1
146.7	139.8	12.5	12.3	316.2	4.1	351.0	6.5	271.7	0.0	310.5	△ 0.4	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5
154.0	147.8	12.7	12.0	304.4	0.8	340.4	0.4	286.9	△ 1.4	312.2	7.2	△ 0.7	△ 0.6	0.1
149.3	143.2	12.1	11.5	282.4	△ 1.9	307.9	1.1	311.3	24.0	383.7	38.2	△ 0.3	△ 0.4	0.5
152.1	143.2	12.1	11.0	269.4	△ 0.1	296.5	1.2	252.0	4.9	284.4	6.7	0.2	0.2	1.2

勤労統計調査全国調査、県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」、⑩総務省「家計調査」、⑪総務省、⑫日本銀行

で補完することにより、全国結果が推計されている。

人 事 院 報 告

給与等に関する報告の骨子

○ 本年の給与等に関する報告のポイント

月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
 - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
 - ・ 減額前の較差（0.02%）が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
 - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

約 12,500 民間事業所の約 49 万人の個人別給与を实地調査（完了率 88.6%）

* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- 月例給の較差（給与減額支給措置による減額前） 76 円 0.02%
（給与減額支給措置による減額後） 29,282 円 7.78%
〔行政職俸給表（一）…現行給与（減額前）405,463 円 平均年齢 43.1 歳〕
（減額後）376,257 円

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
 - * 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施

〈ボーナス〉 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 公務の支給月数（現行 3.95 月（減額前））は、民間の支給割合（3.95 月）と均衡しており、改定は行わない
 - ・ 給与減額支給措置が行われていることを勘案
（参考）減額後の公務の支給月数 3.56 月分相当

Ⅲ 給与制度の総合的見直し等

給与構造改革に関する勧告を行ってから 8 年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化。国家公務員給与については一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきている

国家公務員の給与に対する国民の理解を得るとともに、公務に必要な人材を確保し、職員の士気や組織の活力の維持・向上を図っていくため、俸給表構造、諸手当の在り方を含め、給与制度の総合的な見直しについて検討を進め、早急に結論

- 民間の組織形態の変化への対応 部長、課長、係長等の間に位置付けられる従業員についても来年から官民比較の対象とする方向で検討
- 地域間の給与配分の在り方 地域の公務員給与が高いとの指摘。地域における官民給与の実情を踏まえ、更なる見直しについて検討
 - * 民間賃金水準の低い全国 1/4 の 12 県の官民較差と全国の較差との率の差は実質的に 2 ポイント台半ば
- 世代間の給与配分の在り方 地域間給与配分の見直しと併せて、民間賃金の動向も踏まえ、50 歳台、特に後半層の水準の在り方を中心に給与カーブの見直しに向けた必要な措置について検討
- 職務や勤務実績に応じた給与
 - ・ 人事評価の適切な実施と給与への反映
人事評価の適切な実施が肝要。昇給の効果の在り方等について検討
 - ・ 技能・労務関係職種の給与の在り方
業務委託等により行政職(二)職員の削減が一層進められることが必要。直接雇用が必要と認められる業務を担当する職員を念頭に民間の水準を考慮した給与の見直しを検討
 - ・ 諸手当の在り方 公務の勤務実態や民間の手当の状況等を踏まえ必要な検討

* 給与構造改革における昇給抑制の回復

平成 26 年 4 月 1 日の昇給回復は、45 歳未満の職員を対象とし、最大 1 号俸上位の号俸に調整

Ⅳ 雇用と年金の接続

閣議決定を踏まえ、各府省において現行の再任用を活用した雇用と年金の確実な接続を図る必要

- 雇用と年金の確実な接続のための取組
 - ・ 職員に対する周知、希望聴取
 - ・ 再任用職員の能力と経験をいかせる職務への配置等
 - ・ 再任用に関する苦情への対応
 - ・ 高齢期雇用を契機とした人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等
- 再任用職員の給与
 - ・ 再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、公的年金が全く支給されない民間再雇用者の給与の実態を把握した上で、再任用職員の職務や働き方等の実態等を踏まえ検討
 - ・ 民間では、公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準を一部支給される再雇用者の給与水準から変更しない事業所が多く、転居を伴う異動の場合に単身赴任手当を支給する事業所が大半

* 年金支給開始年齢が 62 歳に引き上げられる平成 28 年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、本院の意見の申出（平成 23 年）に基づく段階的な定年の引上げも含め再検討がなされる必要

Ⅴ 適正な給与の確保の要請

給与減額支給措置が終了する平成 26 年 4 月以降の給与については、本年の報告に基づく民間準拠による給与水準が確保される必要。国会及び内閣に対し、勧告制度の意義・役割に深い理解を示し、民間準拠による適正な給与を確保するよう要請

国家公務員制度改革等に関する報告の骨子

I 国家公務員制度改革についての基本認識

1 これまでの改革の経緯を踏まえた留意点

- ・ 全体の奉仕者である公務員の人事管理の特性を踏まえ、人事行政の公正確保や労働基本権制約の代償機能の確保の観点からの十分な議論が必要
- ・ 制度官庁や各府省人事当局の実務家等の知見を活用して実効性ある制度設計を行う必要
- ・ 公務員制度は行政の基盤となる制度であり、改革は広く関係者の合意に基づいて行う必要

2 今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点

(1) 幹部職員人事の一元管理

内閣人事局の役割と各省大臣の組織・人事管理権との調和等を考慮して適切な制度設計を行う必要。中立・第三者機関が選考基準設定等に関与する必要

(2) 内閣人事局の設置と人事院の機能移管

- ・ 級別定数は重要な勤務条件であり、労働基本権制約の下では、級別定数に関する機能は中立・第三者機関が代償措置として担う必要
- ・ 任用の基準、採用試験及び人事院が所掌している研修は、人事行政の公正確保の観点から特に重要な事務であり、これまでどおり中立・第三者機関が担う必要

(3) 自律的労使関係制度

本院はこれまで自律的労使関係制度について議論を尽くすべき重要な論点を提起。十分な議論は行われておらず、未だ国民の理解は得られない状況

II 人事行政上の諸課題への取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

(1) 幹部職員等の育成・選抜に係る人事運用の見直し等

管理職へは採用年次により一律的に昇任させるのではなく、幹部職員等として必要な能力・適性を判断して選抜を行うなど、能力・適性に基づく人事運用が一層進められるよう各府省に働きかけ

(2) 人事評価の適切な実施・活用

公務組織の活力を保つためには、各職員の勤務実績が人事評価に的確に反映され、その結果を活用した人事管理を推進する必要。政府における人事評価制度・運用の改善等の検討に協力

2 採用試験等の見直し

(1) 国家公務員採用試験への英語試験の活用

平成 27 年度総合職試験から外部英語試験を導入。本年秋を目途に全体の概要を公表できるよう検討

(2) 就職活動時期の見直しへの対応

民間の就職活動後ろ倒しを踏まえ、平成 27 年度試験日程等について検討。平成 26 年度試験日程の発表と合わせて周知

3 女性国家公務員の採用・登用の拡大と両立支援

(1) 女性国家公務員の採用・登用の拡大

女性職員を対象とする管理能力向上のための研修の拡充等の新たな取組を推進

(2) 両立支援の推進

- ・ 本日、配偶者帯同休業制度の導入について意見の申出。育児・介護を行う職員へのフレックスタイム制や短時間勤務制の適用の拡大等について早期に成案を得るよう検討
- ・ 男性職員の育児休業の取得が進まない要因等を職員の意識調査で把握し、必要な対応を実施
- ・ 超過勤務の縮減には、厳正な勤務時間管理などが肝要。国会関係業務などは関係各方面の理解と協力を得ながら改善。超過勤務手当については、必要に応じた予算の確保が必要

一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出の骨子

公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度（配偶者帯同休業制度）を創設

1 配偶者帯同休業制度の目的

外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするための休業の制度を設けることにより、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的

2 配偶者帯同休業制度の概要

(1) 休業の対象となる職員

外国で勤務等をする配偶者※と生活を共にすることを希望する職員（常時勤務することを要しない職員等を除く。）

※ 配偶者は国家公務員に限らない。

(2) 休業の承認

職員の請求に基づき、任命権者が、職員の勤務成績等を考慮した上で公務の運営に支障がないと認めた場合に承認

(3) 休業の期間

1回の休業期間は3年を超えない範囲内（3年を超えない範囲内であれば、1回に限り期間の延長が可能）

(4) 休業の効果

休業期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事せず、給与は非支給

(5) 休業の承認の失効等

- ・ 休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けた場合、配偶者が死亡又は配偶者と離婚した場合は、休業の承認が失効
- ・ 休業している職員が配偶者と生活を共にしなくなった場合などは、任命権者は休業の承認を取消し

(6) 休業に伴う任期付採用及び臨時的任用

任命権者は、職員の配置換え等の方法により配偶者帯同休業を請求した職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、請求の期間を限度として、任期付採用又は臨時的任用を行うことが可能

(7) 給与の復職時調整

職務に復帰した場合、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内で必要な調整が可能

3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施

ちしよ